

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

④ 県民、事業者等の理解と協力を得るための情報提供

(1) 事業目的

PCB廃棄物の期限内処理、適正処理について必要な情報提供や広報活動を実施することにより、調査が困難なPCB使用製品を把握し、期限内処理を推進します。

(2) 取組状況

① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第9条に基づき、同法第8条第1項に基づくPCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表しています。

各保健所及び県庁廃棄物対策課において届出書を縦覧するとともに、廃棄物対策課ホームページにおいても届出情報を集計した情報を公表しています。

② PCB使用安定器の処分期限が令和3年3月31日に迫っていたため、期限内処理に向けて多くの県内事業者へPCB使用照明器具についての関心を高めてもらい、照明器具の調査を進めてもらうため、以下の広報媒体等により広報を実施しました。

- ・新聞広告（2回）
- ・テレビCM
- ・テレビ番組（情報カフェしまね）
- ・ラジオCM、ラジオインタビュー
- ・島根県情報コーナー（イオン、コンビニエンスストア）へのパンフレット等の配架
- ・中小企業へのチラシ等の配布

(3) 参考情報

保管等の状況の公表

（廃棄物対策課ホームページ > PCB「保管等の状況の公表」の部分）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/pcb/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261